

三宅町新型インフルエンザ等対策行動計画(改定)の概要

1. 行動計画とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく法定計画であり、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、対策の基本的方針、平時の準備及び感染症発生時に選択肢となる対策等を定めた計画

2. 対策の目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する
- ②町民の生活と経済に及ぼす影響が最小となるようにする

3. 主な改定のポイント

本改定では、新型コロナウイルス感染症対策の経験・課題を踏まえ、幅広い呼吸器感染症による危機にも迅速な対応ができる社会をめざし、主に以下のポイントを改定するものである

(1) 平時の準備の充実

- ・実践的な訓練、医療・検査体制についての整備、国や県等との連携の強化

(2) 幅広い感染症に対応する対策の整理

- ・新型インフルエンザ、新型コロナウイルス以外の呼吸器感染症も念頭に対策を整理、中長期的に複数の波が来ることも想定

(3) 柔軟かつ機動的な切替え

- ・状況の変化（医療・検査体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等）に応じて、対策を切替
- ・対応段階を現在の6段階から3段階〔準備期・初動期・対応期〕に分け、対策項目ごとに示す。

(4) 主な対策項目

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦町民生活・地域経済の安定の確保

(5) 各対策項目の横断的視点

- 3つの横断的視点を設定し、各対策項目の取組を強化
- ①人材育成
- ②国と県等の地方公共団体との連携
- ③DXの推進

【改定の背景】

コロナ対応を振り返って見えてきた課題…

- 平時の準備不足
 - 変化する状況への機動的な対応
 - 情報発信の課題
- など

コロナ対応を踏まえて、次なる感染症危機への対応に備え、令和6年7月に政府行動計画が改定された。それを受け、奈良県行動計画を令和7年6月に全面的に改定されたため、町の行動計画についても国及び県の計画と整合性を図り、改定が必要となる。

各分野の取組

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生に備えた実践的な訓練 ・町行動計画等の作成(変更)や体制整備・強化 ・国及び地方公共団体等の連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部の設置の検討 ・新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備 ・必要に応じて人員体制の強化 ・迅速な対策の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の派遣・応援への対応 ・必要な財政上の措置 ・緊急事態措置の検討等 ・緊急事態宣言後、直ちに町対策本部を設置 ・必要に応じて総合調整・指示 ・緊急事態解除宣言後、遅滞なく町対策本部を廃止
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<p>感染症対策について町民等が適切に判断・行動できるように以下のことに取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症危機に対する理解を深める ・リスクコミュニケーションの在り方の整理・体制整備 ・国からの要請によりコールセンター等の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大に備えて、科学的知見等に基づき、町民等へ感染状況や有効な感染防止対策等を情報提供・共有 ・コールセンター等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き正確な情報を町民に共有し、感染対策の呼びかけや誹謗中傷対策を実施することで、町民の不安の解消に努める。 ・コールセンター等の継続
③まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・発生時に対策強化に向けた理解や準備の促進 ・まん延防止対策を機動的に実施するため、ユウジに町民や事業者の協力を得るための理解促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく対応の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく対応の実施
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの接種に必要な資材の確保 ・接種体制の構築(特定接種・住民接種) ・ワクチンの基本的な情報の情報提供・共有 ・予防接種関係システム等、DXの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種体制の構築、ワクチン接種に必要な資材の確保 ・接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保 ・ワクチンの流通、接種に必要な体制について関係機関と連携し整備 ・医療関係者への予防接種の協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンや必要な資材の供給 ・初動期に構築した接種体制に基づく接種の実施 ・接種体制の継続的な整備、情報提供や共有、接種体制の拡充、接種記録の適切な管理 ・健康被害救済 ・ワクチンの安全性等に係る情報の収集と適切な対策の実施
⑤保健	<ul style="list-style-type: none"> ・県を始め、様々な関係機関と意見交換や調整・連携強化 ・県が行う市町村の区域を越えたまん延防止措置体制の構築への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて県が設置する相談センターについて、町民へ周知や情報提供の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・県と協力した健康観察及び生活支援への協力 ・県が行う市町村の区域を越えたまん延防止措置への協力
⑥物資	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な感染症対策物資等の備蓄・配置の推進 ・円滑な供給に向けた対策を講じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な感染症対策物資等の備蓄・配置の推進 ・円滑な供給に向けた対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な感染症対策物資等の備蓄・配置の推進 ・円滑な供給に向けた対策の実施
⑦町民生活及び地域経済の安定の確保	<p>有事に町民生活や地域経済活動の安定を確保できるよう体制整備・情報共有体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援の実施に係る仕組みの整備 ・物資および資材の備蓄 ・生活支援を要する者への支援等の準備 ・火葬体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内での発生に備え、必要な対策の準備を開始 ・遺体の火葬や安置対応の準備 	<p>平時の準備を基に住民生活や地域経済活動の安定を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う ・心身の影響に関する施策 ・生活支援を要する者への支援 ・教育及び学びの継続に関する支援 ・生活関連物資等の価格の安定等に対する措置 ・埋葬や火葬の特例等 ・事業者に対する支援 ・水道水を安定的かつ適切に供給するための必要な措置